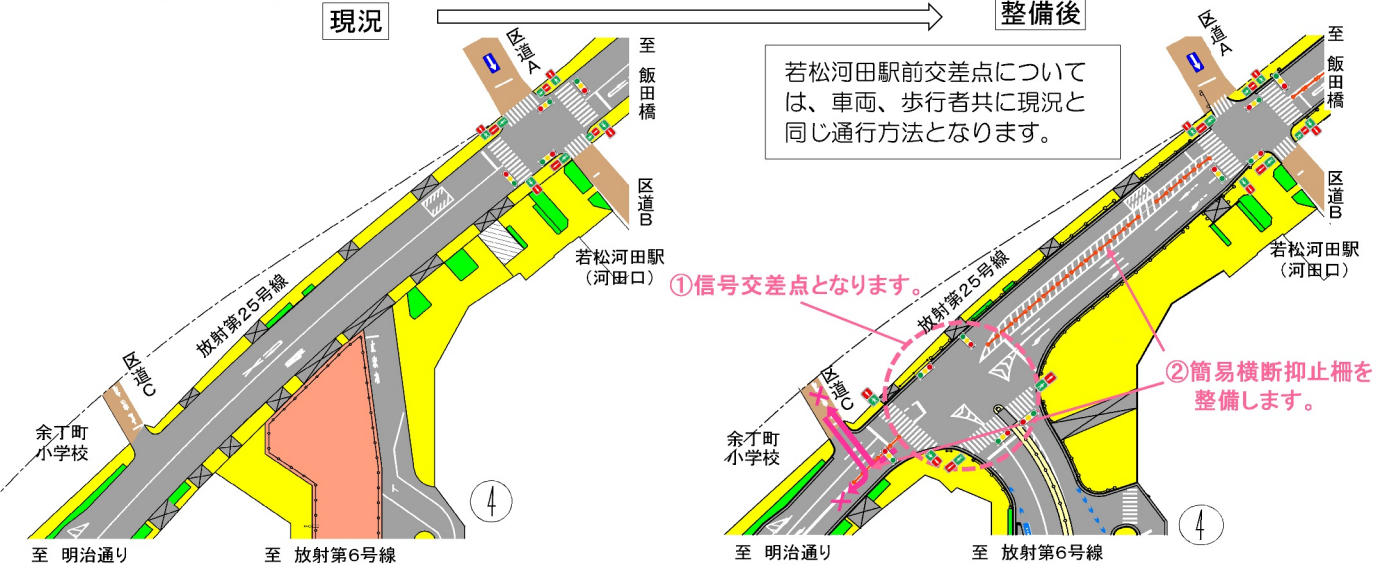


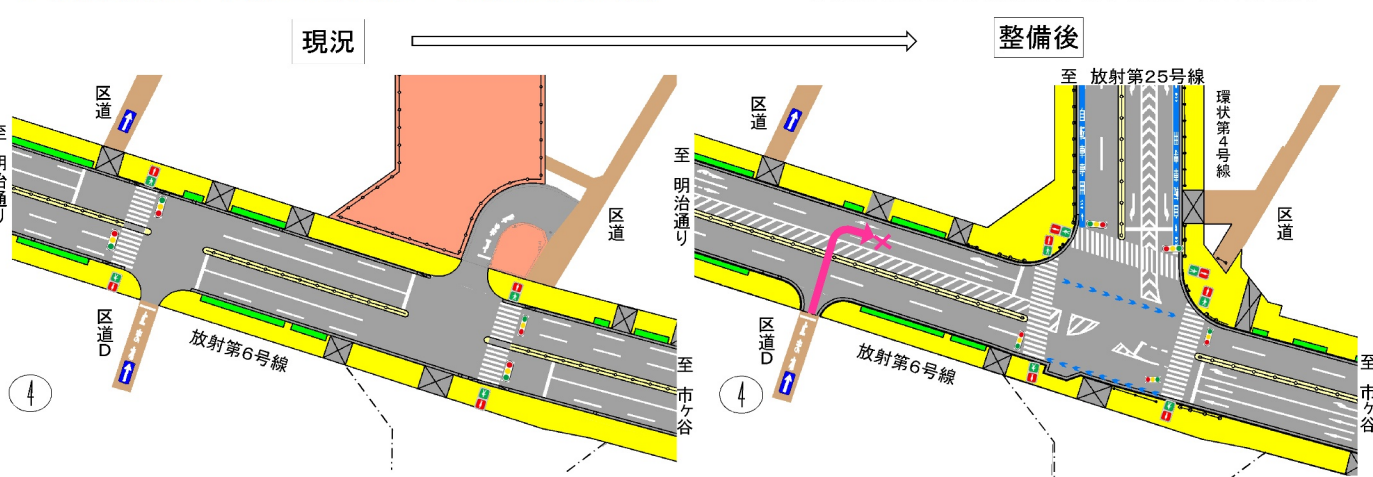
今後の交通処理について

(1)放射第25号線と環状第4号線の交差点



- ①放射第25号線との交差部が、新たにT字交差点となります。
 - ②車道中央の必要な箇所に簡易横断抑止柵を整備します。
- これらにより「区道Cから明治通り方面への右折」および「放射第25号線から区道Cへの右折」はできなくなります。

(2)放射第6号線と環状第4号線の交差点



- ①放射第6号線との交差部が、新たにT字交差点となります。
 - ②現況の横断歩道を新設する交差点部に集約し、中央分離帯を整備します。
- これらにより「区道Dから市ヶ谷方面への右折」はできなくなります。
(区道Dから約100m西側の中央分離帯開口部で転回可能です。)

令和4年3月発行

編集・発行

東京都第三建設事務所 工事第一課 東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/sanken/index.html>

問い合わせ先

事業の計画・設計に関すること (設計担当) 03-3387-5349
 事業中の工事に関すること (工事担当) 03-3387-5360

令和3年度
登録7号



リサイクル適性(A)
この印刷物は、再利用の紙へリサイクルできます。

環状第4号線(余丁町・河田町区間) ~道路の整備形態と交通処理についてお知らせします~

環状第4号線(余丁町・河田町区間)では、平成13年8月の事業認可から道路用地の取得を進め、その後道路工事に着手し、現在は、令和4年春頃の交通開放に向け、車道や歩道等の工事を実施しています。

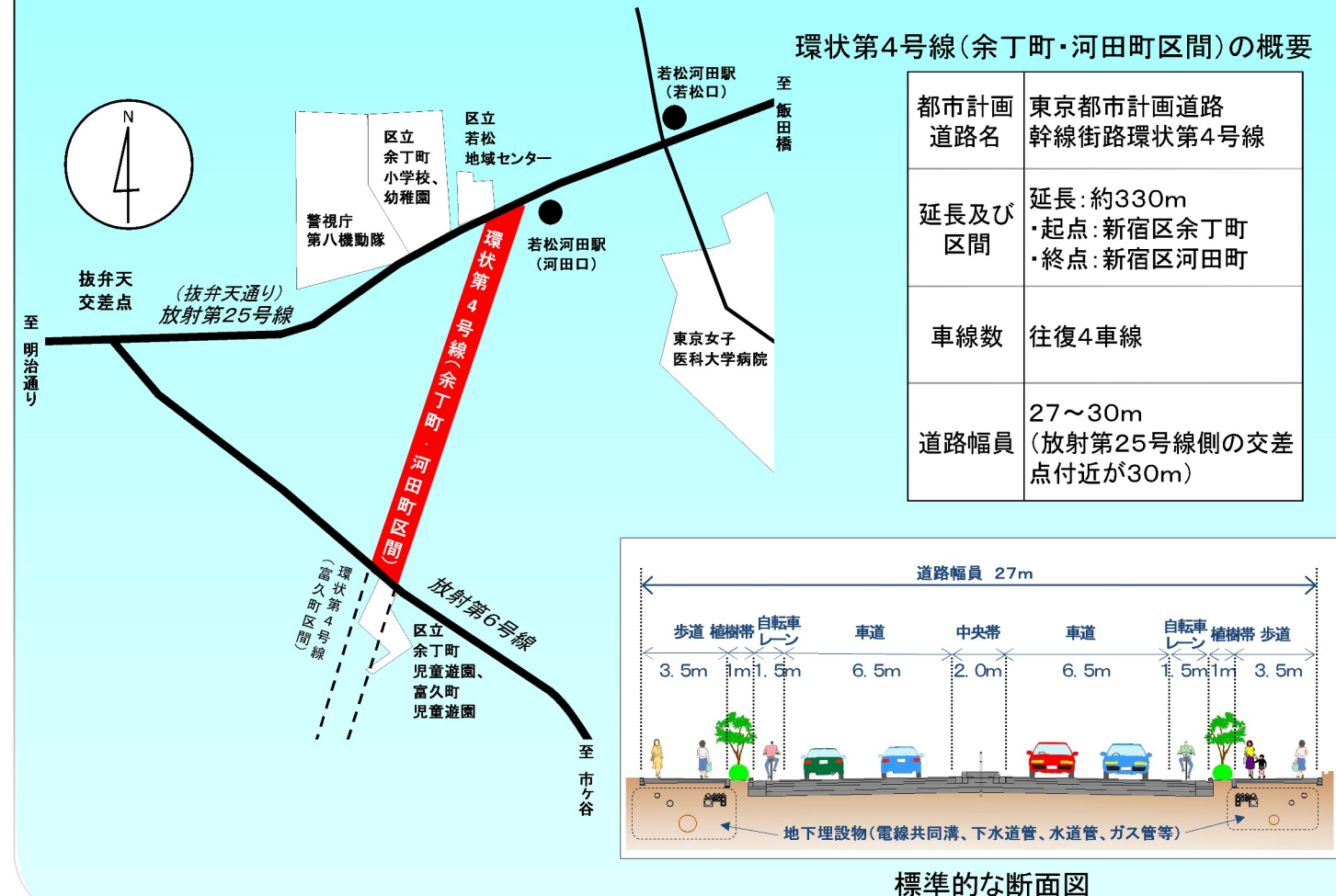
東京都はこれまで、より安全な道路とすべく、関係機関と協議を重ねてまいりました。この度、道路の整備形態と交通処理の方針が決まりましたので、お知らせします。

地域住民の皆様には引き続きご理解・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

事業の概要

環状第4号線は、港区高輪三丁目の放射第19号線(第一京浜)を起点とし、江東区南砂三丁目(放射第16号線)を終点とする延長約29kmの都市計画道路です。

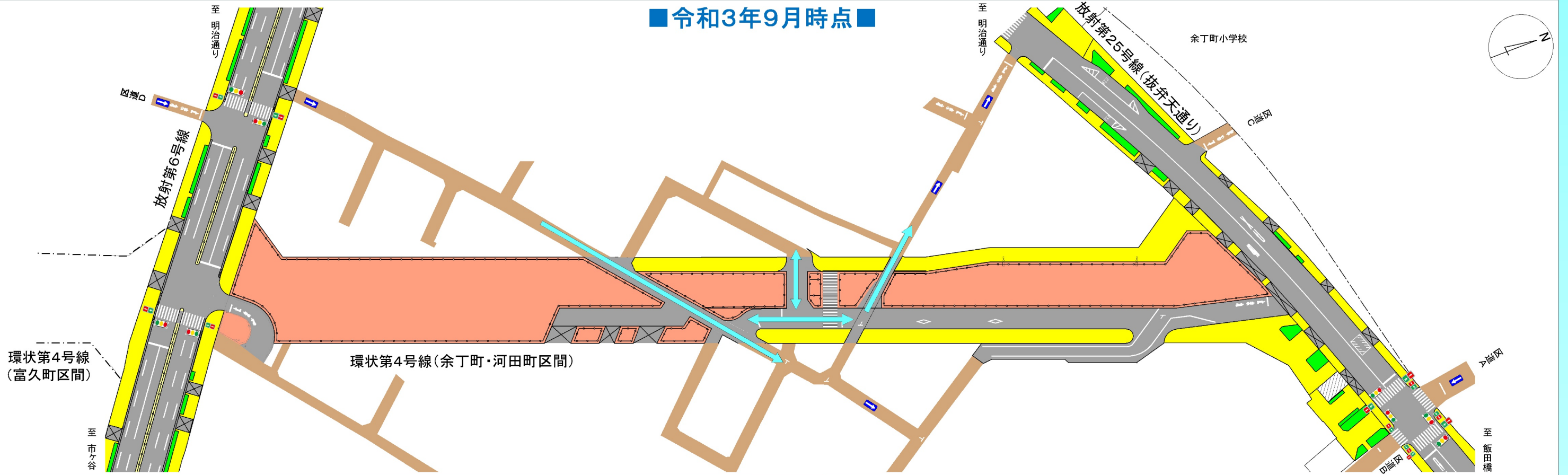
本事業区間は、環状第4号線のうち、新宿区余丁町の放射第6号線から新宿区河田町の放射第25号線の区間(延長L=330m)について、道路を新設するものです。



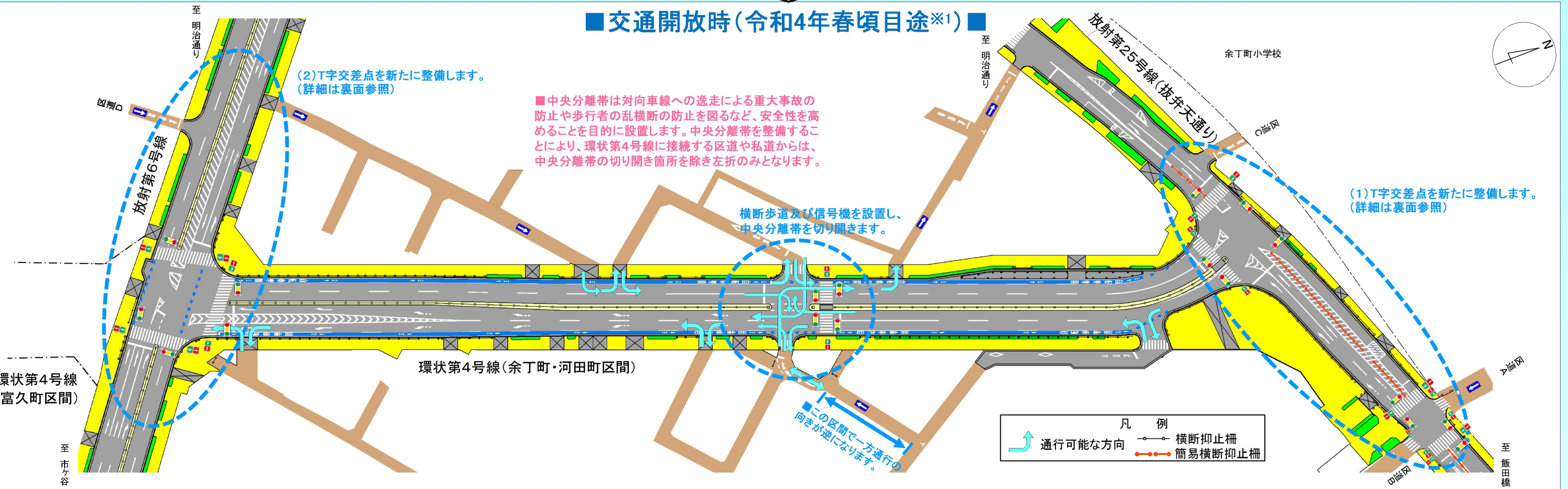
道路の整備形態(イメージ)

※図はイメージ

■令和3年9月時点■



■交通開放時(令和4年春頃目途※1)■



※1 交通開放時期については、今後の工事の進捗状況や関係機関との調整状況により前後することがあります。詳細が決まりましたら別途お知らせします。
 ※2 切り下げは、区道または私道並びに宅地から環状第4号線に自動車が入り出できる箇所を指します。

【凡例】 車道 中央分離帯 自転車レーン 植樹帯 歩道 切り下げ※2 区道または私道